

環境影響評価準備書に対する知事意見

109 東亜石油エネルギー供給施設

● 総括事項

東亜石油エネルギー供給施設（以下「本件事業」という。）は、既設石油精製設備に隣接した川崎市川崎区水江町2番1号の約2万9千平方メートルの敷地に、減圧残渣油等を燃料として出力273,600キロワットの発電所を新設しようとするものである。

実施区域は、水江運河及び塩浜運河に面する埋立地で、都市計画法に基づく工業専用地域である。また、実施区域北東側には、塩浜運河を隔てて商業系地域、北側には約1.5キロメートル先に住居系地域が広がっている。

一方、実施区域周辺は、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物及び硫黄酸化物の総量規制地域であり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気汚染に係る環境基準が広範囲にわたって未達成な状況にある。

したがって、事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分配慮し、周辺環境への影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講ずるとともに、供用開始後においても引き続き環境の保全に努める必要がある。

- 実施区域周辺は、既設石油精製施設を含む工場等が多く存在し、大気汚染に係る環境基準の未達成地域であることから、本件事業の実施に当たっては、環境に対する影響を現状より軽減するよう配慮する必要がある。
- 本件事業の実施に当たっては、実施区域周辺への影響を可能な限り軽減するために、科学の進歩に対応した最新技術を積極的に駆使するなど最大限の環境保全対策を講ずる必要がある。
- 本件事業について、環境影響評価準備書に対する意見書等により大気汚染物質の発生量等に関する情報公開が求められていることから、周辺住民への十分な説明や的確な情報提供等を行う必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、各評価項目等についての個別の意見は次のとおりである。環境影響評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

● 個別事項

1. 大気汚染

(1) 窒素酸化物対策について

実施区域は窒素酸化物に係る総量規制地域であることを勘案し、窒素酸化物の排出量を一層低減するため、脱硝装置等での高性能な触媒の採用等について検討すること。

また、運転開始後には設備の適正な運転管理及び燃焼管理を行うこと。

(2) ばいじん対策について

ばいじんの排出量を一層低減するため、燃料である高カロリーガスの性状の改善や適正な運転管理、燃焼管理等により、可能な限り削減に努めること。

(3) 重金属類の処理対策等について

原料油が減圧残渣油であり、ボイラーの排出ガスに重金属類が残留する可能性があることから、原料油に含まれる重金属類の種類及び濃度、排出ガス中の重金属類の排出状況及びその処理対策について明らかにすること。

(4) フレア設備から発生するばい煙抑制について

フレア設備の運転管理において、不完全燃焼によるばい煙の発生を極力抑制するよう、十分配慮すること。

2. 水質汚濁

排煙脱硫設備等で生じる排水に起因する重金属類が排水処理設備に残留する可能性があることから、排水中の重金属類の排出状況及びその処理対策について明らかにすること。

3. 騒音

平成11年4月から新たな騒音の環境基準が適用されたため、参考として、等価騒音レベル(L Aeq)による供用開始後の予測評価の実施についても検討すること。

4. 廃棄物

未燃灰、排水汚泥焼却灰、廃保温材等の産業廃棄物について、処理計画を明らかにするとともに、有害物質等の分析を行い、この分析結果に基づき適切な委託業者を選定し、極力再資源化すること。

5. 動物（水生生物）

温排水による水生生物への影響が懸念されるため、その影響を低減するために、温排水の削減について検討すること。

6. 景観

実施区域地内及びその外周部の植栽に当たっては配植に変化を加えるなど、新たな景観の創出に努めること。

7. その他

(1) 二酸化炭素対策について

熱効率の妥当性を明らかにするとともに、二酸化炭素の排出量を推計した上で、廃熱の回収や利用を含めた、二酸化炭素の削減対策について検討すること。

(2) 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）対策について

ボイラー炉内でダイオキシン類等の外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）を生成させないように、その運転管理について十分配慮すること。

(3) 白煙防止対策について

白煙が、至近の船舶の航行に影響しないようにする措置について明らかにした上で、特異な気象条件下等において、白煙が運河に流入した場合を想定した緊急時の対応マニュアルを作成すること。

(4) 冷却水の管理等について

冷却塔の冷却水については、次亜塩素酸ソーダを使用することから、残留塩素を海域に排出しないよう管理すること。

また、循環冷却水に添加する防食・スケール防止剤についても、環境への負荷について十分配慮した種類を選定した上で使用すること。

(5) 工事計画について

建設時に大型バージ船を数多く使用する計画としているが、大型バージ船の排出ガスによる環境への影響を軽減するため、作業の平準化を図るとともに、使用隻数の削減を検討すること。

(6) モニタリングの実施等について

供用開始後の施設の運転管理を適切に行い、施設の稼働状況、排煙脱硝装置等の公害防止設備の運転状況、大気汚染物質等の常時監視体制を確立すること。また、大気、水質、騒音・低周波空気振動、振動等のモニタリングを早期に実施する必要性があり、その計画を明らかにすること。

付記

安全（危険物、高圧ガス等）

危険物、高圧ガス等の種類、取扱量を踏まえ、周辺への影響を含めた安全対策及び事故時の対応策を具体的に明らかにすること。